

者の雇用欲求を充足させるために、特別設けられた条件の下で提供される施設である。

各国は保護作業場に対してどのような概念に基づいて運営しているか、その概念については以下の通りである。

アメリカの保護作業場と在宅プログラム協会(National Association of Sheltered Workshop and Homebound Programs, NASWHP)では、保護作業場は“障害者が、勤労者として自身の最大限の潜在力を達成する、または維持させるために、個別的に目標、賃金、支援サービス、統制されている作業環境を利用する非営利リハビリテーション施設”と定義している⁴⁾。

イギリスでは、1944年に制定された障害者(雇用)法によって設定された。同法には、“障害者として登録された者に対して・・・雇用あるいは特別の条件のもとでの作業に従事せしめるために、もしくは雇用あるいは営業に向けた訓練を提供するために、本条の定めるところに従って施設を設置することができる”⁵⁾と規定している。

ドイツでは、1974年重度障害者法(Schwerbehinderten Gesetz:SchwbG)(1986年改正)で障害者の雇用についての規定が設けられ、障害者の保護作業場に関する条項が導入されている。すなわち“保護作業場は、障害者を生産過程の中に統合することを目標としている。これらの施設は、一連の専門的リハビリテーション提供のためのネットワークならびに若年者の職業訓練施設も含まれている。保護作業場は、障害者の仕事あるいは「適応に必要な活動を行う機会」を提供して、その職業能力を開発、向上、回復できるようにしている”⁶⁾と規定している。

韓国では、保護作業場について障害人福祉法⁷⁾

第37条で「就労が困難な障害者に訓練をさせ、職業を与える施設である」と定めている。したがって、韓国における保護作業場は、障害により一般雇用ができない重度障害者を対象に教育、訓練、雇用の機会を提供するリハビリテーション施設、あるいは施設内のプログラムを意味している⁸⁾。

日本の場合、保護雇用の実態もほとんどなく、保護雇用をどのように定義するのかは、必ずしも明確ではない⁹⁾。しかし、授産施設と福祉工場は保護雇用の制度として使われている。授産施設は、本来一般雇用などの社会復帰を準備する通過施設として位置づけられているが、“雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設”¹⁰⁾とされている。

以上の各国の保護作業場の概念を整理すると、保護作業場は、統制されている作業環境と個別的就業目標を持っている作業志向的リハビリテーション施設として障害者の日常生活と生産的な就労状態に発展させるために作業の経験および関連サービスを提供する施設である¹¹⁾。特に、作業環境に重度障害者を適応させるために若干の技術や生産性を開発し、労働市場に進出できない障害者に生産量による定期的給料を提供するリハビリテーション施設である¹²⁾。

2. 保護作業場の種類と役割

保護作業場の種類は、目的、対象障害者、提供するサービスの期間、作業場の特徴により区分することができる。

まず、保護作業場は、対象障害者と滞留期間によって、転移的保護作業場(transitional workshop)と保護作業場(sheltered workshop)に区

- 4) Nathan Nelson『Workshops for the Handicapped in the United States』Charles C. Thomas Publisher, 1971, pp. 121~122。
- 5) エリック・サモイ他1人『EC諸国における障害者の保護的就労』ゼンコロ、1993年、168頁。
- 6) 同、82~83頁。
- 7) 韓国では「障害者」を「障碍人」と正在用いる。従って、韓国で正在用いる固有名詞は「障碍人」として使うことにする。
- 8) 金国道他2人『障碍人職業再活施設改善方案研究』韓国保健社会研究院、1992年、22頁。
- 9) 松林和夫、前出、232頁。
- 10) 同、218頁。
- 11) Goldenson『Disability and Rehabilitation Handbook』McGraw-Hill、1978、p. 88。
- 12) 安ビヨンジョウ他2人「障碍人職業再活対策に関する研究」『91障碍人職業再活対策 workshop』再活、1991年秋号、15頁。